

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和元年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	170	事業名	いいたて までのいな農業復興計画基幹事業 (水田農業用機械等整備)	事業番号	(5)-43-32
交付団体	福島県		事業実施主体 (直接/間接)	飯舘村 (間接)	
総交付対象事業費	507,742 (千円)		全体事業費	507,742 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>本村は、避難の長期化による避難農業者の高齢化や若手農業者の他職種への転職が進むことにより、帰村農業者の減少と管理放棄農地の増大が懸念される中、営農再開環境の維持を目的とした農業復興組合の設立を推進し、除染後農地の保全等を推進してきた。</p> <p>平成 29 年 3 月末に本村の帰還困難区域を除く避難区域の避難指示が解除されたことを受けて、現在、強い意欲をもつ先駆的な営農経営体による村内での営農再開を推進しているが、被災前の農家戸数、作付面積に比して 1 割に満たない状況にある。このため、広大な農用地を有する本村にとって土地利用型農業の再開と推進が喫緊の課題となっている。</p> <p>一方、本村では、いいたてまでのいな復興計画（第 1 版）基本方針⑤「までいブランドを再生する」に基づき、震災前にブランド化されていた「飯舘牛」の再生・復興に向けて、村内での牛の飼養再開・参入・定着を推進している。これは、牛の飼養には敷料、自給飼料等が必要不可欠であり、牧草や WCS、飼料用米など、土地利用型作物の作付け再開を強かに推進することができるためである。</p> <p>よって、これまで上飯樋地域において主体となり水田営農を支えてきたオペレーターが結集し、新たに設立する「13 区営農組合」が、飯樋地区全域を対象とした農地利用集積および作業受委託の流動化に取組み、WCS や飼料用米、牧草などの作付により土地利用型農業の再開と推進を図ることで、効率的かつ経済的な農業経営を確立するとともに、水田農業の再興をきっかけとして集落活動の活性化を図ることで地域住民の帰還を促進することを目的とする。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要					
<p>福島第一原子力発電所事故による放射能汚染とその後の計画的避難の継続により、村の農業そのものが全滅の危機に瀕していたが、震災から 8 年が経過する現在、意欲ある農業者がいち早く村内での営農再開の実現に向けて準備を進めている。</p> <p>飯舘村では、村の農業復興の第一歩として、意欲ある農業者の避難先での営農再開を支援することによって耕作意欲の維持を図ってきたが、村内の除染が概ね完了したため、村内で速やかに営農定着ができる状況を構築することが必要不可欠である。</p> <p>よって、本村の主要産業である農業の中でも、年間売上総額で 4 億円を超す高い市場評価を得ていた花卉や野菜等園芸品目及び飯舘牛ブランドとして市場評価を得ていた和牛、並びに水稲や牧草等の土地利用型作物による営農再開を中心に、市場ニーズに対応した農業再開を行政が支援することによって、史上他に類を見ない「放射能汚染避難区域のモデル的農業復興」を果たすこととする。</p> <p>13 区営農組合の取組みによって、水田農業を中心とした土地利用型農業の推進を強かに図り、村全域での除染後農地の利用集積と、高品質な粗飼料の生産に必要な農業用機械・施設を整備する。</p>					

**(2) 事業量**

下記「当面の事業概要」のとおり

**(3) 復興計画への位置づけ**

「いたて までいな復興計画（第1版）」P.24 基本方針⑤「までいブランドを再生する」

当面の事業概要

<令和元年度>

- 農業用機械（トラクター、田植機、コンバイン等） 119台（アタッチメントを含む）
- 農業用機械保管用パイプハウス 7棟

【（別表）帰還環境整備事業等に要する費用の算出に係る基礎資料（水田農業用機械等整備）】  
のとおり

地域の帰還環境整備との関係

飯舘村は、原子力災害による全村域の放射能汚染と、その後の計画的避難の継続により、震災から8年が経過する現在、飯舘村の農業再生の遅延は、担い手の営農再開意欲を消滅させることになり、これまで培ってきた「までいブランド」の市場評価はもとより、人材と栽培技術までをも失うことが危ぶまれている。

農業は村の基幹産業であり、村の復興のためには、農業の再生が不可欠であることから、これまで村民に寄り添って農業の振興を図ってきた飯舘村が事業主体となって、飯舘村の農業復興の第一歩として、避難先での営農再開を支援することで耕作意欲の維持を図ってきた。現在は村内の除染が概ね完了したため、村内で営農を定着することができる環境の構築が必要不可欠となっている。

このためには、13区営農組合の取組みを中心として、集落の担い手等へ除染後農地を大規模に集積し水田農業の再興を図る上で、各集落の農業者による水管理や畦畔・水路周りの保安全管理等の協力が不可欠である。

以上のことから、本事業により、集落活動の活性化の促進を図るとともに、機械の共同利用化によって飯舘村の水田農業を担う次世代農業者等を育成することで、農業者の帰還意欲の醸成及び営農再開へと繋がる帰還環境を村が整備することにより、村内の担い手等7名の帰還を見込む。

関連する事業の概要

飯舘村は、計画的避難区域に設定されたため、平成24年度から国直轄により除染事業が実施されてきた。なお、飯舘村が平成23年9月28日に策定し国に要請を兼ねて提出した「飯舘村除染計画書」においては、宅地の除染は2年、農地の除染は5年、山林の除染は20年を目途に事業を進め、農地の土壌中放射性セシウム濃度は1,000Bq/kg以下を目指す、としている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

